

4. 障害年金

病気やけがによって、日常生活に制限を受ける状態になったときに、条件を満たせば支給される年金です。医療機関を初めて受診した日（初診日）に加入していた年金によって、相談・申請先が異なります。

1. 障害基礎年金

窓口：各市町村年金課

対象者	金額
<ul style="list-style-type: none">・初診日に国民年金に加入中だった場合・初診日前に保険料を納めていた期間が加入期間の3分の2以上あること・20歳前に病気やけがによって障害状態となった場合には、20歳に達した時から支給されます。（この場合、本人の所得制限があります）	<ul style="list-style-type: none">●1級 年額 990,100円●2級 年額 792,100円

サービス・制度

2. 障害厚生年金

窓口：年金事務所

対象者	金額
<ul style="list-style-type: none">・初診日に厚生年金に加入だった場合・障害等級表の1級～3級に該当する障害の状態・保険加入期間の納付条件を満たしていること	1級～3級 (支給額は、報酬額から計算されます)

※障害基礎年金、障害厚生年金ともに、上記に記載している以外の要件、例外等ありますので、詳しくは、年金事務所等で相談ください。